

国立大学法人小樽商科大学地域貢献推進委員会の一部を改正する規程

【改正理由】 地域貢献推進委員会の審議事項を整理するとともに、委員会の組織を見直すため、また、文言等についても整理するため、規程の一部改正を行うものである。

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 小樽商科大学（以下「本学」という。）に、<u>地域連携に関する諸活動（以下「地域連携活動」という。）を組織的・総合的に推進することにより、地域貢献に資するため、地域貢献推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を審議する。</p> <p><u>(1) 地域連携活動に関する基本方針の策定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 地域連携活動の企画・立案に関すること。</u></p> <p><u>(3) 地域連携活動に関する地方自治体等との連携・協力に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他地域連携活動に関し必要な事項。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 理事（総務・財務担当副学長兼務）</u></p> <p><u>(2) 理事（教育担当副学長兼務）</u></p> <p>(3) (同右)</p> <p><u>(4) 事務局長</u></p> <p><u>(5) 学長が指名する者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第5号の委員の任期は2年とする。</p> <p>2 (同右)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 小樽商科大学（以下「本学」という。）に、<u>地域との密接な連携を図り、地域貢献の組織的・総合的な取組みを推進するため、地域貢献推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を審議する。</p> <p><u>(1) 地域貢献の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 地域との連携・協力事業の企画に関すること。</u></p> <p><u>(3) 地方自治体との連携・協議に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他地域貢献に関し必要な事項。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 総務担当副学長</u></p> <p><u>(2) 事務局長</u></p> <p>(3) ビジネス創造センター長</p> <p><u>(4) 学長が指名する者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第4号の委員の任期は2年とする。</p> <p>2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。</p>

(委員長等)

第5条 委員会に，委員長を置き，理事（総務・財務担当副学長兼務）をもって充てる。

2 (同右)

3 (同右)

(略)

(地域連携活動に関する協力等の依頼)

第8条 委員会は，地域連携活動を推進するため，必要に応じて，学内の関係する部署，委員会等に対して，協力等を依頼することができる。

(略)

附 則

この規程は，平成24年1月11日から施行する。

(委員長等)

第5条 委員会に，委員長を置き，総務担当副学長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故あるときは，委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(略)

(個別の地域貢献支援事業の実施)

第8条 委員会は，個別の地域貢献支援事業（以下「個別事業」という。）を推進するために，個別事業の実施を学内の関係する部署，委員会に依頼することができる。

(略)